

第 2 章

災害予防計画

第1節 水害防止計画（建設課・総務課・産業課）

第1項 河川防災計画（建設課）

本町は台風常襲地域に位置することなどを勘案し、本計画の定める水防計画により河川改修及び水防施設の充実を図り、重要水防箇所及び、その他水害の発生が予想される注意すべき区域については、巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、水防計画等において次の点に留意する。

- （1）過去の大水害を教訓として、予想される災害に見合った予防事業、流域の開発計画を立てる。
- （2）周辺土地の有効利用を勘案し極力掘込河道とし、超過洪水に対する安全度を高める。
- （3）治水、利水土地計画等を考慮しつつ、県及び関係機関と協力し、堤防や護岸等の河川改修を図り、河川の氾濫や地震時の破堤（堤防の決壊）等による浸水被害の低減に努める。
- （4）河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため、施設の点検・整備を行う。また、堤防等の実態調査を随時行い、予防対策に反映する。
- （5）円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材の充実を図る。
（知事管理河川重要水防箇所 資料編 2頁参照）
（重要な水こう門 資料編 2頁参照）

第2項 ため池防災計画（産業課）

ため池の崩壊は、農業関係のみならず、人命・家屋・公共施設等に被害を及ぼすことが考えられるため、管理体制を強化し、管理関係機関に厳重に指示していくとともに、本計画及び、それぞれの定める水防計画の定めるところにより、重要水防箇所及び、その他水害の発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実を図る。また、県におけるため池整備事業等による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

（警戒を要するため池箇所 資料編 3頁参照）

第2節 土砂災害予防計画（建設課・総務課・産業課）

第1項 砂防防災計画（建設課）

土砂流出及び、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため、土砂災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実を図り、町は県と連携して砂防指定地をはじめ砂防箇所では次の方針で災害予防上必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を公表周知し、災害に備えて警戒避難体制を整備していく。

- (1) 荒廃山地からの土砂の生産を抑制するための山腹工事
- (2) 流出土砂を抑制し、山脚の固定を図る砂防ダム工事
- (3) 荒廃河川の縦横侵食を防止し、河川の安定を図る床固工・流路工工事
- (4) 土石流危険渓流を公表・周知するとともに、危険性の高い箇所については雨量計の設置やテレメーター化を推進する。また、避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、二次災害の危険性を排除する。
(土石流危険箇所 資料編 4頁参照)

第2項 山地防災計画（産業課）

山地災害は、他の土砂災害を誘発する事が多いため、危険箇所の公表周知を行うとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県と提携しながら保安林の指定や植林等を進め、山腹崩壊・土砂流出を防止する。さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。

山地災害の発生が予想される注意すべき区域の防災工事及び、巡視警戒体制、避難体制などを整備する。特に山地災害危険対策として、集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から、積極的かつ効率的に実施する。

また、防災拠点・避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、二次災害の危険性を排除し、一方、豪雨時には当該箇所を点検し、その実態の把握を行い、その結果、危険と認められた場合には防災会議等を通じて関係者へ周知を図るとともに、必要に応じて防災工事の実施等の措置を講ずる。

- (山腹崩壊危険地区一覧 資料編 7頁参照)
- (崩壊土砂流出危険地区 資料編 8頁参照)

第3項 地すべり防止計画（建設課）

地すべり災害による被害を未然に防止又は軽減するため、緊急度、重要度の高い地域から対策を実施する。また、地すべり災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実を図るとともに、危険箇所については地すべり防止区域への編入を進めるとともに順次実施する予定である。

地すべり危険箇所を公表・周知するとともに、雨量計の設置やテレメータ化を推進する。また、避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、二次災害の危険性を排除する。
（地すべり危険箇所 資料編 9頁参照）

第4項 急傾斜地崩壊防止計画（建設課）

急傾斜地災害は、土砂災害の中でも最も発生の確率が高いため、危険箇所の公表周知を行うとともに、雨量計の設置やテレメータ化を推進する。また、避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、二次災害の危険性を排除する。急傾斜地崩壊災害の発生が予想される区域においては、巡視警戒及び避難体制等の充実を図り、危険箇所については急傾斜地崩壊危険区域への編入を進める。

（急傾斜地崩壊危険箇所 資料編 10頁参照）

第5項 警戒避難態勢の整備（総務課・建設課）

1 土砂災害警戒区域等における計画策定

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次の項目について計画を定める。

- （1）土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- （2）予報又は警報の発令及び伝達
- （3）避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 土砂災害による被害軽減対策

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、次の方法で住民に周知するよう努める。

- （1）平常時の防災意識高揚を促す方法
 - ア 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表
 - イ 土砂災害に対して警戒を要する区域であることの明示
 - ウ 過去の土砂災害に関する情報の提供
 - エ 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
 - オ 土砂災害ハザードマップの作成・配布

カ 簡易雨量計や警報装置等の整備

(2) 緊急時の警戒・避難を促す方法

ア 雨量情報等の気象情報の提供

イ 避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達

3 防災パトロール及び点検の実施

危険地区等における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、他の防災関係機関の協力を得て、毎年、梅雨期、台風期の前及び豪雨が予想されるときに防災パトロールを実施し、危険区域等の点検を行う。

第6項 孤立等防止対策（総務課・建設課）

町は、土砂災害等により道路網が寸断され孤立する恐れがある地域では、災害時において最低限の安全度を確保できるように、防災施設の整備、情報伝達システムの二重化などの通信の代替確保を図るとともに、関係機関と連携して避難・救護活動に利用可能な道路等の整備に努める。

第3節 海岸防災計画 (産業課)

本町は海岸線沿いに市街地が発達しているため、本計画及びそれぞれの定める水防計画の定めるところにより、重要水防箇所及びその他水害・津波等の発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、県における海岸整備事業による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

(海岸重要水防箇所 資料編 19頁参照)

第1項 津波、高潮、波浪等からの防護

- (1) 甚大な被害をもたらした伊勢湾台風(昭和34年)や第2室戸台風(昭和36年)、台風23号(平成16年)規模の高潮や波浪から人命や財産を防護する整備を行う。
- (2) 海岸浸食から現状の汀線を維持する国土保全に併せて、自然環境や海水浴等の利用の状況から浸食前の汀線に回復する整備を行う。
- (3) 中央防災会議の東南海・南海地震による地震津波被害想定を受け、津波から人命を防護する整備を行う。
- (4) 津波災害時における最も有効な防災手段は、早期の避難である。そのため、警戒避難体制の整備、津波に対する知識の普及を行う。

第2項 海岸環境の整備と保全

- (1) 豊かで多様な海岸線を、地域の歴史と景観の保全を踏まえた整備を行う。
- (2) 国立公園や県立自然公園、景勝地の特性に配慮した整備を行う。
- (3) 海岸保全施設が周辺環境にとけ込めるよう、人工リーフ等による面的防護方式などを活用する。

第3項 海岸等の適切な利用

- (1) 海岸を面的な親水空間として捉え、町民が日常生活やレクリエーションに利用し、憩いの場となる海岸空間を創出する。
- (2) 海岸の利用を高めるとともに、利用マナーの向上を働きかけ、利用者の意向を踏まえた整備及び管理を行う。

第4節 津波予防計画 (建設課・総務課・組合消防本部・消防団)

第1項 現況

津波シミュレーション結果の概要(第1章第6節地震被害の想定第5項参照)にみられるように、本町は、最大5.1mの津波高が、そして津波の到達時間は、9分後に0.2mの水位変化が生じ始め、20分後には第1波のピークが、そして最大波は20~80分後に来襲すると予想されている。浸水域は、岩代、山内、堺地区などで概ね2m前後の浸水深となるが、みなべ町中心(芝地区)はほとんど浸水しないとみられている。

第2項 計画方針

大規模な海溝型地震の発生により、津波が来襲する恐れがある場合、沿岸地域町民の早急な避難が必要である。したがって、津波からの防護のための施設整備、津波警報等の情報伝達体制の整備及び沿岸地域町民に対する津波防災・警戒意識の啓発普及に努める。

1 津波対策の強化

(1) 津波からの防護のための施設の整備及び水門等の開閉

ア 河川、海岸、漁港施設の管理者は、津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減するため必要な施設の補強や整備を推進する。

イ 河川、海岸、漁港施設の管理者は、次の事項について対策を図る。

防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

水門、防潮扉、樋門等の開閉を迅速・確実に行うための体制、手順、訓練及び平常時の管理方法。

(2) 情報伝達体制の確立

町は、沿岸部町民に対して避難対象地域の周知を行い、津波警報時の伝達手段として、防災行政無線、サイレン、半鐘、広報車等の手段を駆使し、町民が迅速な避難行動が取れるよう避難経路、避難場所の周知をしておく。

また、多数の人出が予想される海岸や漁港施設の管理者に対し、レクリエーション客や漁港関係の事業者等への情報伝達を確立させる。

(情報伝達についての詳細は、第3章第1編第2節情報計画参照)

(3) 監視体制の確立

町は、強い地震(震度4以上)を感じた場合には、監視体制をしくとともに、和歌山地方気象台の「津波警報解除」や「津波注意報解除」などの通報があるまでは、消防機関と連携し、町防災情報システムで整備された定点監視カメラ等での監視を行うとともに、必要な場合には、安全な地点で海面を監視する体制を確立させる。

(4) 津波災害に関する意識の啓発

町は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等多様な広報媒体を活用し、町民に対して津波に関する基礎知識、津波災害の実態、津波からの避難方

法等の普及・啓発に努める。

(防災知識の普及等は、第2章第20節「防災知識普及計画」参照)

(5) 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

地域の実情に応じて津波の発生を想定した町民参加の訓練をするほか、釣り客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

2 避難体制の推進

町は、被害予測調査結果に対応できるよう地震発生時の避難勧告・指示の伝達と沿岸町民の自主的な避難に即応する体制を整備しておく。特に沿岸地域の指定避難所以外の地震津波用の避難所等を広く指定・確保しておく。また、高地に避難する時、最小経路で避難可能な経路を指定しておく。

(避難体制等については、第3章第1編第5節「災害者の救助保護計画」参照)

第5節 漁港・漁村防災計画（産業課）

1 現況

本町の漁港は、利用範囲が地元の漁業を主とする第1種漁港に、南部漁港・大目津漁港・岩代漁港の3港が指定され、第1種漁港よりも広い範囲を利用対象とする第2種漁港に、堺漁港が指定されている。また、海岸線はほぼ全域が、漁港区域の水域として指定されている。

漁港のある漁村の位置は、概ね背後に山が迫る地形形状にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路の幅員も狭い。このため、地震津波が発生した場合の直接の被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである。

漁港の施設についても、耐震性の劣る施設や老朽化した施設が多く、地震津波による水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある。

（みなべ町の漁港箇所 資料編 19頁参照）

2 計画方針

災害発生時における海上緊急輸送のための拠点として利用できるように、漁港の管理体制を強化するとともに、災害発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、防災拠点漁港整備事業による防災事業の実施を検討し、災害の未然防止に努める。

漁村集落においては、地震津波による被害を防ぐため、密居状態を解消する土地利用高度化再編整備、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防火施設等の防災安全施設整備を行う。

地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を考慮した漁港施設の整備を行うとともに、漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱の整備を行う。

また、漁港の臨港道路の整備計画作成にあたって避難及び救難機能の向上も含めて検討を進める。

3 事業計画

（1）防災拠点としての整備

高潮や津波による被害を軽減し、災害発生時における漁港施設の有効利用のため、過去の被害実績をふまえ、必要に応じて防災拠点漁港整備事業の実施を検討する。

（2）漁港の整備

漁港の整備を計画的に実施する。

（3）構造物の耐震化整備

老朽化した構造物等の点検を行い、順次、耐震構造物としての整備を促進する。

第6節 道路防災計画（建設課）

1 現況

みなべ町内の道路（国道、県道、町道）は、地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が数多く存在する

（道路危険予想箇所 資料編 19頁参照）

2 計画方針

道路の災害予防としては、豪雨等により、道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐ目的で、計画的に実施し災害に強い道路づくりを推進する。また、豪雨等により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

3 事業計画

豪雨等による災害に強い道づくりを推進するため、まず、危険度が高い箇所をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元に優先順位を定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。具体的には以下の通りである。

（1）主要道路の整備

災害時においても、隣接する市町へのアクセスを確保し、安全な道路ネットワークの形成を図るため、補助国道(国道424号)、主要地方道及び一般県道の十分な整備を県に要請する。

また、重要な輸送路については、構造の点検、強化を図る。

（2）生活道路の整備

避難路及び避難路に通じる道路を確保するため、防災対策や安全対策等に配慮した町道等の生活道路の整備に努め、狭小・無歩道区間の解消を図る。

（3）広域道路の整備

災害時にも広域交通ネットワークを確保するため、黒潮フルーツライン等の整備について、関係機関に働きかける。

4 橋梁の点検・整備

災害時においても、地域の孤立を防ぎ、災害輸送の確保のため、町内の各橋梁に対して調査点検を行うとともに、必要に応じて構造上の補修又は改修を行う。

第7節 火災予防計画（組合消防本部・消防団他）

1 現 況

近年の機械文明の進展に伴う社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務も質・量ともに増大し住民の消防に対する期待もますます高くなってきているのが現状である。

このように増大する災害に対処するため、優秀な消防力を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

（火災発生状況 資料編 19頁参照）

2 計画方針

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減を図るため、日高広域消防事務組合と連携し、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

また、地震時の火災に対する対策を確立することは、震災対策全般の中でも極めて大きな比重を占めている。従って、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策について、綿密な計画を定めておく。

3 事業計画

（1）一般火災

ア 消防体制の確立

町及び日高広域消防事務組合は、広域協力体制の強化を推進するとともに、情勢に応じた消防団の組織の強化、住民や企業による自主的な防災組織の育成、指導に努める。

イ 予防啓発の強化

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行う。

秋・春2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

火災警報を発令した場合、広報車及び防災行政無線を通じて火災予防を周知徹底させる。

火災警報を一般住民に周知させるときは、火災予防条例に定める禁止行為についてもあわせて広報するよう努める。

ウ 予防査察体制の充実強化

日高広域消防事務組合は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

毎年樹立する立入検査実施計画に基づき、予防査察を実施する。

その他、必要に応じ特別査察を実施する。

エ 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第

17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者等に対し、日高広域消防事務組合の指導により次の措置をとる。

学校、病院、事業所、興行所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施するとともに、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格取得講習会を開催し、防火管理者の資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

なお、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、消防法第8条2の2に規定する防火対象物には、防火対象物定期点検報告制度を徹底し、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期す。

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による工事整備対象設備等着工届出書、火災予防条例に定める防火対象物使用開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を図る。

(2) 地震火災

ア 地震火災の出火防止に関しては以下のとおりとする。

住民の火気取扱いにかかる意識の向上

講習会、広報等を利用した住民に対する出火防止のために、防災教育を実施する。

発火後初期段階の緊急広報

出火防止にかかる緊急点検を実施させるため、火元の安全点検やガス栓の閉栓等適切な対処を行うよう、防災行政無線による一斉放送や広報車による出火防止の広報等を行う。

火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

耐震自動消火装置付ストーブの普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施推進、電気・ガスストーブの周囲にある可燃物除去の励行等に努める。

危険物施設等の安全化

地域内の危険物施設等の把握、危険物等の安全取扱と適正管理についての事業所関係者に対する教育及び指導、防災資機材の整備の促進、立入検査の実施などによる出火及び流出防止対策を実施する。

自家用電気設備の安全化

変電設備、自家用発電設備、蓄電池設備等電気設備に対する点検、整備及び耐震不燃化対策を励行する。

化学薬品、火薬類の安全化

化学薬品、火薬類の取扱施設の把握、学校、病院、研究所、花火製造工場等関係団体に対する保管時の転倒防止措置及び適正配置の励行、保管施設の耐震不燃化を促進する。

イ 初期消火

地震に伴う火災では自主防災組織及び事業所の自衛消防組織による初期消火活動が重要であり、以下のとおりとする。

街頭用消火器の設置

家庭への消火器具の普及

家庭への住宅用火災警報器の普及

消防用設備等の耐震化

住民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実化

ウ 火災の拡大防止

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、木造建築物が密集した地域など、火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防体制の整備を進めることが重要であり、以下のとおりとする。

消防活動計画の整備

平常時における消防団員・車両の適切な配置計画、資機材の充実及び大規模地震時における消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定める。

消防水利の整備

大規模地震時においては、消火栓は水道施設の破壊等により断水又は大幅な機能低下を被る恐れがあることから、耐震性貯水槽の整備やプール、河川水・海水等の自然水利の活用を図るなど、計画的な消防水利の整備をする。

消防団の強化、活性化

消防団は震災時には消防隊と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに、平常時は地域住民に対し、出火防止、初期消火等の指導を行うなど、地震火災対策において重要な役割を担っている。従って、消防団員の教育訓練、消防団用防災資機材の整備等消防団の強化を図る。

(3) 林野火災予防計画

ア 森林保全巡視員等の設置

町は森林と住宅の近接化や、近年のアウトドアブームによる入林者の増大等による林野火災被害等の危険性の増大に対応して、森林保全管理事業委託要綱に基づき、保安林及び自然公園区域内の巡視を行うとともに、山火事等の林野被害が多発する恐れのある林野等を火災発生危険度の高い時期に重点的に巡視に当たる。

イ 林野火災予防対策事業

森林と住宅の近接化等による林野火災被害等の危険性の増大に対して、林野火災予防体制を強化するための、林野火災消防機材等配備を行う。

ウ 啓発運動の強化

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の普及啓発に努め、森林の保全と地域の安全確保に万全を期する。また、町の小中高等学校の児童生徒から山火事予防ポスター原画、標語等を募集するほか、各種団体に文書並びにチラシ等の配布により火災予防意識の普及啓発を図る。

エ 消防対策

町は、消防区域に関係ある森林管理署長、森林組合長、隣接市町等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立する。

- (ア) 消防方針
- (イ) 特別警戒区域
- (ウ) 特別警戒時期
- (エ) 特別警戒実施計画
- (オ) 消防分担区域
- (カ) 火災防御訓練
- (キ) 出動計画
- (ク) 資機材整備計画
- (ケ) 防護鎮圧要領

共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する市町消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意する。

教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行う。

- (ア) 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- (イ) 防火線構築要領の修得訓練
- (ウ) 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第8節 地震防災施設緊急整備計画（総務課）

1 現況

和歌山県の南方海域には南海トラフが位置し、これまでも南海地震をはじめ多くの地震被害を受けてきた。南海地震の再来周期は100～150年程度であり、前回の昭和21年の発生からすでに半世紀を経過しているため、計画的な地震防災施設の整備が重要となっている。

2 計画方針

県の策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「緊急防災基盤整備事業計画」に基づき、防災施設の整備を図る。

3 事業計画

（1）避難施設の整備

地震や津波に対応した避難施設の安全性の確認を行い、避難施設指定の見直しを行う。また、必要に応じて耐震診断や耐震改修を行い、大規模地震の発生時においても安全な避難施設の確保を図る。

本町では、平成18年～22年の5箇年において「市町村消防施設整備費補助事業」によって防火水槽及び小型動力ポンプ積載車の整備を図る。

また、平成19年・20年においては、同上の事業によって、震災時に備えた非常用物資を備蓄するための備蓄倉庫の整備を図ることとしている。

（2）避難路の整備

災害時に安全な避難を実施できるよう避難施設にかかる避難路の整備を行う。

第9節 都市防災化計画（建設課）

1 現況

本町では、都市計画区域に指定している77haを中心に市街地の計画的整備を実施してきており、災害のない安全な環境づくりを目指している。

（都市計画道路の現況 資料編 20頁参照）

（都市計画公園の現況 資料編 20頁参照）

2 計画方針

人口や経済の中心地として発達している南部川流域は、地震発生時に震度が大きくなる傾向があり、地盤の液状化としての都市基盤施設の整備や建築物の耐震化、不燃化を推進し、安全な都市環境の実現を都市計画の一部として位置付け、推進していく。

3 事業計画

（1）市街地の整備

土地の合理的な利用や都市基盤施設の整備を含めた土地区画整理事業を検討し、災害に強い町づくりを推進する。また、建物について耐震化、不燃化への取組みを促進する。

（2）道路の整備

市街地内の円滑な道路交通を維持し、災害時の避難路にも利用できる町道等の整備に努める。また、生活道路の整備を進め、延焼遮断帯としても有効であるよう整備に努める。

（3）公園・緑地の整備

市街地内において、防災面を考慮した公共空間としての公園や緑地を計画的に整備する。

（4）福祉のまちづくりの整備

避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者・障がい者にも安全な福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

第10節 建造物災害予防計画（建設課）

1 現 況

近年の建築物は本町においてもその用途、設備などが多種多様で複雑化している。さらに、郊外での開発等も見られるが、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながる事が予想される。また、阪神・淡路大震災を教訓として、耐震性の点検と耐震補強に取り組むことが必要である。

一方、一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、必要に応じ、治山治水等に関する計画を関係者から提出させ、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。

（主要公共建物状況 資料編 20頁参照）

2 計画方針

市街地における災害の発生を防ぐため、安全性の高い建造物を建設するよう指導するとともに、防災上重要な建物として、町の主要公共建造物の耐震診断及び耐震化を早急に図り、防災設備の充実を図る。また、住民に対して建築物災害予防の知識普及を行う。

3 事業計画

（1）建築物の防災対策

町民に対して建築物の災害予防知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会）に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

また、既設建築物の耐震改修の促進を図るため、インターネットを利用した簡易耐震診断・簡易積算プログラムを活用し民間住宅を中心とした耐震改修を支援する。

イ 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満たしていない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリート塀の安全対策についても点検改修指導を行う。

ウ 震災後の建築物検査の名簿作成

震災後は直ちに余震等による災害の拡大を防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意を喚起する応急危険度判定を実施する必要があるため、町内の応急危険度判定士

について、名簿を作成する。

エ 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、(財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに不適格な建築物について、防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

オ ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他人目につきやすい場所に配布、掲示する。

カ かけ地近接等危険住宅移転事業の活用

昭和43年度より当事業を実施し、相当の成果を収めているが、引続き町民に働きかけ、当事業の充実を図る。

(2) 計画的なまちづくり

災害時における人命の保護、災害の拡散防止のため、密集市街地の整備、不燃化された集合住宅等共同建築物の整備及び公園、緑地、広場、街路の公共施設の整備を推進する。

ア 建築物の耐震化、不燃化の促進

イ 集合住宅等の建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全な市街地の整備を誘導する。

ウ 建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）及び福祉のまちづくり条例に適合した高齢者や障がい者にやさしい市街地の整備

エ 災害時の拠点や避難場所となる公共施設の耐震化及び災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する

オ 町の管理する道路施設等で橋梁や盛土区間については、耐震診断に基づき危険度が高い施設の耐震対策を図る。また、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。あわせて道路付属施設等の耐震化を促進する。

第11節 宅地災害予防計画（建設課）

1 現 況

本町では紀伊山脈から派生する山々が海岸線近くまで迫っており、宅地の確保が困難な地域や宅地の背後が地すべり危険箇所となっている地域がある。また、市街地の一部では道路が狭く住宅が密集している。このため、生活の快適化と共に、災害に強い住宅づくりが求められている。

2 計画方針

宅地に近い災害危険箇所や災害の発生が予想される箇所について、調査を行い、危険宅地の解消を図る。また、宅地開発に伴う土地崩壊等の災害を未然に防ぐため、関係者に防災意識を促進させ、安全な宅地の確保を図る。

3 事業計画

（1）災害危険箇所の調査

災害危険箇所について、詳細な調査を行い、必要に応じて対策工の検討を行う。

（2）危険宅地等の保全対策

土砂流出・擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況の早期発見のため巡回を行い、県及び関係機関等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図る。

（3）宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融公庫による貸付制度についてPR及び指導を行う。

（4）宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため宅地防災月間を定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導等を行う。また、広報活動を実施して町民へのPRに務める。

第12節 文化財災害予防計画（教育学習課）

1 現 況

文化財保護法により指定された重要文化財及び記念物（特別記念物含む）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等があり、これらを災害から保護するため、防火施設、警報設備、避雷設備、消火設備及び消火道路の設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

（県指定文化財 資料編 21頁参照）

（町指定文化財 資料編 21頁参照）

2 計画方針

本町には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進する。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、勧告、助言、指導については、国指定のものは文化庁長官もしくはその権限を委任され、又は指示を受けた県及び町教育委員会が行い、県指定のものは、県もしくはその指示を受けた町教育委員会が行う。

3 事業計画

町教育委員会、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施している。

（1）文化財の維持管理

文化財の所有者及び管理者が、良好な状況のもとに文化財の維持管理を行うよう、教育委員会が勧告・助言、指導等を行う。

（2）施設等の整備

文化財の所有者及び管理者が、消火器・防火水槽・避雷針等防災対策上必要な設備整備に努めるよう指導する。

（3）保護思想の普及

文化財保護のため、文化財保護デー、文化財保護月間等の機会を通じて、住民に対する文化財保護思想の普及を行う。

第13節 危険物等災害予防計画 (組合消防本部・消防団他)

第1項 危険物災害予防計画

産業活動の進展に伴う石油・ガス類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油・ガス類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。そこで、地震災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安、保全体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、組合消防本部、みなべ町、危険物施設関係者等との連絡協力のもとに保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

1 危険物管理体制の強化

危険物を取扱っている事務所の管理責任者等に対して、危険物の管理体制の強化について指導を行う。

2 危険物取扱施設の防災化

危険物取扱い及び管理業者に対して、危険物取扱施設の耐震化等について以下のような指導を行う。

- (1) 危険物取扱施設の耐震化の強化
- (2) 業者間での応援体制の整備
- (3) 緊急時のための教育・訓練の実施、マニュアルの整備
- (4) 町等の行う防災訓練への参加

3 消費者への保安啓発

大規模地震発生の場合に備えて、住民がガス栓の閉栓等適切な対処を行えるよう知識の普及啓発に努める。

(高圧ガス・液化石油ガス関係販売所 資料編 24頁参照)

(ガソリン関係販売所 資料編 24頁参照)

第2項 火薬類災害予防計画

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害対策を推進する。

1 保安思想の啓発

- (1) 火薬類取締法の周知徹底
- (2) 各種講習会、研修会の開催
- (3) 火薬類取扱い等の指導
- (4) 危害予防週間における各種事業の開催

2 規制の強化

- (1) 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査
- (2) 各種事業所における火薬類の取扱状況並びに保安管理体制等の実態把握と各種保安指導
- (3) 関係行政機関との密接な連携による保安維持の推進

3 自主保安体制の整備

- (1) 和歌山県火薬類保安協会等を中心とした火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する保安教育の充実・強化
- (2) 資格者の充実と資質の向上
- (3) 火薬類保安協会の育成と自主保安活動の指導
- (4) 各事業所における保安教育の実施
- (5) 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底

第3項 高圧ガス災害予防計画

近年高圧ガスは在宅医療酸素やスキューバダイビング用圧縮空気等、町民の身近で使用される傾向にある。また、液化石油ガス（LPG）も多くの家庭で使用されており、それぞれ高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、事故防止に努めている。そこで、本町における高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化を図るとともに、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

- (1) 各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
 - (2) 自主保安教育の実施徹底
 - (3) 有資格者の充実と資質の向上
 - (4) 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
 - (5) 安全器具等の設置促進
- (高圧ガス・液化石油ガス関係販売所 資料編 24頁参照)

第4項 毒物劇物災害予防計画

毒物又は劇物により保健衛生、生命に危害の生じることを防止するため、災害予防対策を実施する。毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止指導をする。

- (1) 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンク等の貯蔵施設調査の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催
- (4) 毒物劇物安全対策マニュアルの作成・指導

第5項 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画

危険物、高圧ガス等の消費、取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加しているが、交通事情の悪化に伴い事故発生の危険性は高く、二次災害等大事故になる危険性がある。

また、火薬類については消費、取扱量等は減少しているが、危険性が極めて高いため、危険物、高圧ガス、火薬類等の車両による輸送中の災害の発生及び被害の拡大を防止するため、各関係機関は相互に連携を保ち、事故発生時における応急措置について万全の対策を講じるとともに、関係機関による輸送車両の査察等を強化する。

1 運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立

- (1) 車両の整備点検
- (2) 有資格者の乗務（危険物取扱者、移動監視者等）
- (3) 道路交通法規の遵守
- (4) 制限道路における移動の禁止（高圧ガス）

- (5) 注意書面の携帯並びイエローカードの普及啓発(高圧ガス)
- (6) 標識、警戒標等の掲示
- (7) 消火器、信号用具等の携行
- (8) 保安教育の徹底

2 予防査察

- (1) 関係機関合同による街頭一斉査察の実施
- (2) 常置場所における立入検査の実施

3 その他

- (1) 和歌山県高圧ガス地域防災協議会による指導の強化(高圧ガス)
- (2) 和歌山県火薬類保安協会による指導の強化(火薬類)
- (3) 運送事業者及び従事者に対する安全運行に関する講習会等の計画的実施
- (4) 出荷業者による運送従事者に対する安全運行に関する教育の徹底

第14節 公共的施設災害予防計画（上下水道課・上下水道課・各事業者）

第1項 水道施設災害予防計画（上下水道課）

1 現況

上水道は、大規模な風水害の発生に備え、その施設の防災対策の強化を図るとともに、被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とする。

（上水道施設 資料編 25頁参照）

（簡易水道施設 資料編 25頁参照）

2 計画方針

町の水道施設は新設、改良、拡張計画等を推進しつつ、施設の耐震化を加え、災害発生時において安定した給水を行うための整備を推進する。また、供給施設の破損や汚染の場合、断水時に備え、応急給水タンクの整備充実を図る。

3 実施計画-

（1）水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」等に基づいて施設の耐震化等の防災設計の向上を図るとともに、以下の事項を推進する。

ア 水源地、配水池、電気・機械等の設備の維持管理に努める。

イ 配水管事故に伴う断水に即応できるよう、日頃より配水管路図の整備に努める。

ウ 水源地及び配水池について定期的な点検を行うとともに、給水量及び水位を監視(記録)し、事故の未然防止と早期発見に努める。

エ 耐震性の貯水槽及び配水管の整備を計画的に進めるとともに、配水池には緊急遮断弁を設置する。

（2）給水資機材の整備点検

災害時における給水施設の被災、一時的な送水不能となったり、飲料水の汚染等により飲料水を供給できない場合に備えて、応急給水を実施するための給水基地の検討を行うとともに給水資機材の整備点検に努める。

（3）復旧資機材の整備

災害により被災した施設を速やかに復旧するため、復旧資機材の備蓄や管理図書の整備に努める。

第2項 下水道施設災害予防計画（上下水道課）

1 現況

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設として町民の暮らしに欠くことのできないものであるとともに、町民の生活に潤いをもたらす川、湖、海といった水環境の水質保全のためにも重要な施設であり、町内の下水道施設整備は生活基盤を支える重要なライフラインのひとつであるゆえに、災害時における安全性を確保する。

（排水施設 資料編 26頁参照）

（下水道事業の概要 資料編 26頁参照）

2 計画方針

都市下水路の拡充、公共下水道施設及び農業集落排水処理施設の整備を図り、下水道施設の耐震化を進めるとともに、管路の耐震化を行う。

3 実施計画

- （1）災害復旧資機材の充実を図る。また、衛生面上による消毒作業の実施体制の整備を図る。
- （2）下水道等施設の施工にあたっては、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道等の整備を図る。
- （3）下水道施設の点検、復旧要員の確保を図るため、近隣市町による応援体制の整備、活用を図る。

第3項 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）

1 現況

西日本電信電話株式会社は、災害対策機器の配置及び各種措置計画を講じている。

（電気通信施設概要 資料編 27頁参照）

2 計画の方針

西日本電信電話株式会社（以下NTT西日本という）に対して、災害時においても重要通信を確保できるよう、災害に強い通信体制を整えるよう要請し、以下の防災対策の推進を図る。

（1）防災に関する関係機関との協調

NTT西日本和歌山支店等においては、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう、町及び関係機関と防災計画に関し連絡調整を図る。

ア 平常時には町防災会議等と、災害時には町災害対策本部等と密接な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。なお町災害対策本部とは、次の事項に関して協調する。

災害に関する情報の提供及び収集

災害応急復旧及び災害復旧

資材及び物資対策

交通及び輸送対策

イ 電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と強調し、防災対策に努める。

ウ テレビ、ラジオなどの放送事業者及び行政防災無線等と協調し、「輻輳に伴う電話自粛のお願い」や「災害用伝言ダイヤルの提供案内」等の放送が、迅速かつ円滑に実施できる協力体制の整備をしておく。

（2）電気通信設備等の高信頼化

災害発生を未然に防止するため、電気通信施設を必要に応じて、それぞれ耐震・耐火・耐風・耐水構造化する。

（3）電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、主要な伝送ルートの2ルート化・中継交換機の分散設置・主要電気通信設備の必要に応じた予備電源の設置・通信ケーブルの地中化の推進等を図る。

（4）その他

その他以下の事項に対して予め準備、計画等を行っていく。

電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

災害対策用機器及び車両等の配備

災害時措置計画

災害時において重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

災害対策用資機材等の確保と輸送計画

対策要員の確保他
防災に関する教育、訓練

第4項 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社）

本町の電力施設は、関西電力株式会社の田辺営業所及び田辺電力システムセンターが受け持ち、防災についても、平時から保安の規定時をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理・維持改良を行い、また、計画的に巡視点検・測定等を実施している。そこで、関西電力株式会社に対して、電気設備の被害を軽減し、安定した電力の供給を図るため、台風・洪水・雷等の災害予防のための計画を立てるよう要請し、防災対策の推進を図る。

1 災害予防についての恒久的な設備計画

(1) 風水害対策

発・変電設備について、構築物の防護施設の点検・整備と非常用電源を整備し、また送・配電設備の巡視・点検を行う。

(2) 雷害対策

発・変電設備について、耐雷遮蔽、避雷器の配置・更新を行い、送・配電設備では、耐雷装置等の強化を行う。

(3) 塩害対策

耐塩がいしの使用や、がいしの洗浄装置により塩害の防止を図る。

(4) 通信設備対策

主要通信系等の2ルート化及び応急連絡回線の確保を行うとともに、無停電電源・予備電源の整備、移動無線による応援体制の強化を図る。

(5) 電気施設予防点検

電気設備技術基準に適合するよう、定期的に工作物の巡視・点検を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行い、事故の未然防止を図る。

2 災害対応への準備

災害対策資材の確保並びに輸送力の確保体制を整える。

3 災害対策訓練の実施

防災意識の高揚を図り、災害対策を円滑に推進するための適切な訓練を実施する。

（電力施設概要 資料編 27頁参照）

第5項 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道(株)和歌山支社）

本町には西日本旅客鉄道株式会社の紀勢本線（きのくに線）が走っているため、西日本旅客鉄道株式会社に対して、鉄道施設の災害防止について、路線諸設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、災害異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸設備の整備を要請する。また、災害が発生した場合には状況連絡を密接に取り合い、協力して被災列車の救援救護を最優先に行うとともに、輸送業務を早急に復旧できるようにする。

1 諸施設の改善整備

保安装置、軌道、電線路施設等の改善増強を図る。

2 車両の改善整備

車両機器、車両保安装置の改善、整備を行う。

3 保守の強化

保守機械化の促進とともに、各種検査設備を充実する。

4 その他

業務指導体制の強化や、異常時訓練の実施等を行う。

（鉄道施設状況 資料編 27頁参照）

第15節 農林水産関係災害予防計画（産業課・うめ課・産業課）

第1項 農林関係災害予防計画（産業課・うめ課）

1 現 況

農用地は町土の約20%を占め、その多くを梅園が占める。梅栽培は基幹作物として位置付けられており、樹園地だけではなく、加工場・即売店等の複合的な整備が行われている。

2 計画方針

各種気象災害による農産物、水産物、農林水産業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努める。

3 事業計画

風水害による農産物、農林業施設等の被害の軽減を図るため、関係機関を通じて防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達・浸透に努める。

（1）農産物対策

ア 梅

防風ネット、防風生垣等の恒久的な防風対策を実施する。

急傾斜樹園地の再編整備を推進する。

剪定、施肥の基本管理技術の徹底指導を行う。

老木園の計画的な改植、更新を行う。

イ 水稲

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥をさけ健全な育成に努める。

畦畔を補強し、水路を予め清掃補強しておく。風台風の時は、深水によって穂の乾燥被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、予め、防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早目に刈取る。

ウ 野菜

防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。

育苗中のものにあっては、補植用苗（種子）の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。

直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。

収穫中のものは、商品性を損わない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。

降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

エ 花き、花木

防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路及び園内排水対策の実施。
強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。
育苗中の幼苗にあっては、間引時期を繰り下げたり土寄せ等の被害軽減策のほか、予
め、補植用苗（種子）の確保をする。
強風雨が予測される場合は、商品性を損わない範囲で早期収穫を行う。

(2) 農業用施設対策（水害）

- ア 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、こ
れ等の巡回、点検に努める。
- イ 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷をうける箇所が多くなる場合、地盤
の緩み、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- ウ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に
万全を期する。

第2項 水産関係災害予防計画（産業課）

1 計画方針

各種災害による漁場、水産施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて防災技術気象情
報等の末端への迅速な伝達、浸透に努める。

2 計画内容

各種災害による漁場、水産施設等の被害の軽減を図るため、事故発生時における伝達方法を予
め明確にしておく。

- (1) 油流出による漁場、水産施設災害の発生に際しての事故発生等の伝達方法
- (2) 赤潮時による漁場、水産施設への災害の発生に際しての事故発生等の伝達方法
- (3) 風水害等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法

第16節 気象・地震観測施設整備計画 (総務課)

1 現況

(1) 気象観測値等の把握状況

効果的な防災活動に資するためには気象等の実況値を即時的に入手し、適時適切な気象情報を提供することが重要である。

(2) 気象観測値の精度維持

正確な観測値を得るためには次の点検が必要である。

ア 保守点検

定常及び臨時点検を行い測器の精度維持を図る。

イ 測器の検定

気象測器には検定期間があり、その期間を越えるものについては再検定を受ける必要がある。

(気象業務施設概要 資料編 28頁参照)

2 計画方針

災害の未然防止並びに軽減に資する気象情報の質的向上及び迅速な伝達を図るとともに、気象実況の的確な把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努める。

3 事業計画

(1) 情報入手のネットワーク化

気象情報の入手経路のネットワーク化を図るため、近隣市町の観測施設や関係機関と緊密な連絡保持に努める。

第17節 防災救助施設等整備計画（総務課・組合消防本部・消防団他）

第1項 消防施設整備計画（総務課・組合消防本部・消防団）

1 現 況

現在、本町の消防機関としては、組合消防本部南部出張所及びみなべ町消防団が設置されている。

（消防施設整備状況 資料編 29頁参照）

（消防水利の現況 資料編 29頁参照）

2 計画方針

近年における災害の複雑化、多様化並びに大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。中高層建築物及び危険物施設等の増加に対応した消防施設の整備等、消防力の向上を促進する。特に、防災並びに災害の発生に対して備蓄倉庫等、災害に備えるための防災施設を充実、強化する。

3 事業計画

県指導に基づき、消防施設設備の整備を行う。

（1）消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等科学消防施設の整備拡大を図る。

（2）救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

（3）化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消化薬剤等の備蓄に努める。

（4）消防水利の整備

消火栓の新設、増設及び防火水槽等の設置により消防水利の確保に努める。

第2項 水防施設整備計画（総務課・組合消防本部・消防団）

1 現 況

本町における水害の防御・被害の軽減のため、平常時からの水位、雨量の観測、備蓄資材の保管水防倉庫の整備を行っている。

（水防施設現況 資料編 29頁参照）

2 計画方針

洪水又は高潮による災害に対処するため、水防法の規定により本町の区域における水防の責任を十分に果し、水防施設の整備を図る。

3 事業計画

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておく。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、町内の適当な箇所に、雨量計、水位計を設置し、そのテレメータ化 又は 自動計測遠隔操作化を図っていく。

(3) 無線通信

通信連絡の確保は、水防活動の根源であり、電話施設等が使用不能となった場合も、迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、防災無線通信施設の拡大整備に努める。

第3項 避難収容体制整備計画（総務課・住民環境課他）

1 計画方針

町は、避難地、避難路、避難所の整備及び指定並びに避難誘導體制の整備を行い、避難住民の安全確保を図るため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

（1）避難地、避難路の選定

町は、避難地、避難路の選定を行う。

ア 地震に伴う火災発生時の避難地及び避難路の選定

広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から町民の安全を確保できる場所を、広域避難地として選定する。

（ア）原則として延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地とする。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

（イ）想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。

（ウ）土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（（ア）又は（イ）に該当するものを除く。）

一時避難地

火災発生時に、町民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難地として選定する。

避難路

地震火災が延焼拡大した場合、一時避難地及び指定避難所から広域避難地への避難が安全に行われるように、広域避難地に通じる避難路を選定する。

イ その他の避難地及び避難路の選定

浸水、土石流及びがけ崩れ等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

（2）避難地、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

（3）避難所の拡充、整備及び応急仮設住宅の整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を拡充、整備する。また、応急仮設住宅を必要に応じて整備するが、適切な建設場所をあらかじめ選定しておく。

（4）避難誘導體制の整備

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会（区会）など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

（5）応急危険度判定体制の整備

町及び県は、町民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

第4項 救助物資等備蓄計画（住民環境課他）

1 現況

被服、寝具、その他生活必需品について、災害救助法適用時における応急用とするための備蓄を行っているが、今後非常用食糧、生活必需品等を計画的に備蓄する。また、農協や取り扱い業者から協力が得られるよう事前に協議しておく。

（応急物資備蓄状況 資料編 30頁参照）

2 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄を図る。

3 備蓄物資の整備

（1）食料・飲料水及び、その他生活必需品

食料・飲料水及び、その他生活必需品について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、なお不足する災害時を考慮して他市町と相互応援協定を締結し、必要な物資の確保に努める。

（2）医薬品

震災時に必要な医薬品としては解熱消炎鎮痛剤、抗生物質製剤、全身麻酔・局所麻酔・止血剤、消毒・外皮用剤、強心・昇圧・利尿剤、血液代用剤、血液製剤等が考えられる。医薬品の品質管理の観点から常時多量の医薬品を備蓄しておくことは困難であり、医薬品の販売業者と協議し迅速かつ円滑な供給を図るとともに、日高医師会にも在庫医薬品の供出協力を依頼する。

（3）備蓄倉庫

備蓄物資及び防災資機材を保管する備蓄倉庫については、用地を確保した倉庫を建設するか、公共施設の空き部屋を利用するか等について関係者と検討して備蓄倉庫の確保を図る。

また、救援物資の保管場所についてもあらかじめ定めておく。

（4）民間業者等との協定締結による調達の推進

災害時における食料、生活必需品等を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、スーパーストア、コンビニエンスストア等の流通在庫の利用など、民間業者と緊急物資調達に関する協定を事前に締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

第18節 情報収集伝達体制整備計画 (総務課)

第1項 防災行政無線整備計画

1 計画方針

市町防災行政無線は地域住民に対し、迅速かつ的確な災害情報を提供し、住民の生命・財産の安全を守るうえで、欠かすことのできない情報伝達手段である。

みなべ町を構成する旧南部町と旧南部川村は、これまでに各々防災用無線局(固定系・移動系)が整備されている。これをみなべ町全域への無線回線とする整備を図る。

また、災害時の応急活動を円滑に実行するため、各防災関係機関を有機的に結ぶ県防災行政無線も併せて活用する。

(防災行政無線の現況 資料編 31頁参照)

2 事業計画

みなべ町内全域への無線回線を構築するために、地形的に見て良好な回線品質を得られる秋葉山中継局を利用して町内全域をエリアとする無線局を整備する。

第2項 町防災情報システム活用整備計画

町はこれまでに、「町防災情報システム」を整備してきた。当システムは、インターネットや携帯電話によってアクセスでき、災害時には避難所に設置した端末より災害の状況をリアルタイムで把握し、避難所からの無事確認を行えるシステムである。また、海岸沿いにある公共施設屋上などにカメラを設置し、津波災害などの状況をいち早く把握し、災害対策の迅速化を図るシステムであり、災害時における職員の参集にも迅速に役立つシステムとなっている。

これまで、これらシステムの活用方法があいまいであったものを、明確化するとともに、町民並びに町職員に周知し活用の促進を図る。

一方、これらのシステム構築の基盤には、光ケーブルが使用されているが、町の基地局(みなべ町庁舎、学校・公民間施設、公共施設屋上等)からN T Tの局舎までは地域公共ケーブル(町有の光ケーブル)を使用している。災害時において、それらのケーブルが断線破壊等の問題を起こさぬよう、十分な維持管理が必要であり、町とN T Tは、これらについて十分な対策を図っておく。

第19節 防災訓練計画（総務課）

1 計画方針

町をはじめ各防災関係機関は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実に資する。

（防災訓練の内容 資料編 32頁参照）

2 計画内容

（1）総合的防災訓練の実施

町及び県等は、関係機関及び町民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

（2）職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、下記の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

ア 実施時期及び場所

災害の予想される時期前に、町内各地域を巡回的に実施することを原則として、防災関係機関と協議して決定する。

イ 参加機関

町・関係防災機関・町民
自主防災組織・ボランティア団体

ウ 訓練事項

災害想定については地震災害等の自然災害とし、概ね次の事項について実施する。通信・避難・警備・救出・救助・医療・防疫・水防・消防・交通規制・応急危険度判定・その他訓練

（3）町における訓練

町は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は相互に十分連絡をとり協力しなければならない。

学校、病院、社会福祉施設、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努める。

ア 総合訓練

防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び町民の防災意識の高揚を図るため、町及び防災関係機関は、町民と一体となり組織動員訓練、水防訓練、消防訓練、避難訓練、通信訓練、交通規制訓練等の各種訓練を総合的に実施する。

イ 個別訓練

組織動員訓練

休日、夜間など勤務時間外において、災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に召集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

消防訓練

大規模火災の防御と避難者の安全確保等、大火災による被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

水防訓練

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水位・雨量観測、消防団の動員、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等町民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

避難訓練

避難の指示、勧告及び避難誘導等地域住民を安全に避難場所へ避難させるための訓練を実施する。また、災害時要援護者の積極的参加を得て、孤立者、負傷者、老人及び障がい者等の避難誘導や介護方法等について重点的に実施する。

施設復旧訓練

災害により土木施設、水道施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

図上訓練

各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上（机上）で行う訓練を実施する。

ウ 住民訓練の指導

自主防災組織等の住民組織の防災に関する行動力の向上を図るため、住民を主体とした各種訓練に対し必要な助言及び指導を行う。

町総合訓練への住民参加

本計画で定める被害想定を基本として実施する町総合訓練への町民の積極的参加を図る。

自主防災訓練等に対する指導等及び協力

町及び消防機関は、自主防災組織が実施する各種防災訓練、防災啓発等に指導的立場から協力する。

第20節 防災知識普及計画（総務課）

1 現況

本町では、各防災関係機関と協力して、以下の方法により住民の防災意識の高揚・知識の普及を図っている。

- (1) 防災行政無線による普及
- (2) 新聞・広告紙・印刷物による普及
- (3) 映像資料等による普及
- (4) 広報車の巡回による普及
- (5) 講演会、研修会等の開催による普及
- (6) その他

2 計画の方針

町をはじめ各防災関係機関は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実に資する。また、以下の内容について住民への普及活動を効果のある時期を選んで行う。またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとする。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的な知識
- (3) 地域防災計画の内容
- (4) 災害時の心得
- (5) 災害情報等の聴取方法
- (6) 停電時の心構えや避難の方法、場所、時期等の徹底
- (7) 非常食糧、非常持ち出し品の準備
- (8) その他の災害の態様に応じたとるべき手段、方法

3 事業計画

(1) 職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、防災士の取得を推進するとともに、下記の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

ア 災害の態様と地域の災害危険性に関する事項

イ 水、食料等の備蓄、非常時持出し品の準備、住宅の補強など家庭、職場における災害に対する備えに関する事項

ウ 災害時の身の安全の確保、避難等の行動、初期消火方法、救助及び応急手当の方法

エ 災害時要援護者への支援、流言飛語の防止など災害時における適切な対応に関する事項

オ 見学、現地調査等の実施

(2) 町民に対する防災思想の普及

町は、単独又は各防災機関と共同して町民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、下記の媒体等の利用により防災広報に努める。

ア 広報の内容

防災気象に関する事項

過去の主な被害事例

地域防災計画の概要

防災予防の概要

火災予防、台風時における家屋の事前補修他

災害時の心得

災害情報等の聴取方法、停電時の処置、避難路及び避難場所の把握、避難の要領、非常携帯品の準備他

イ 広報の方法

ラジオ、テレビ及び新聞の利用

広報誌、広報車の利用

パンフレットの利用

映像資料等による普及

講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

防災マップ等の作成、住民への配布

その他

(3) 多様な防災計画の展開

学校教育をはじめ、地域や事業所等における様々な生涯学習の場において、幅広い防災知識が得られる教育機会を提供するなど、災害等に対する町民の行動力の向上に努める。

ア 学校における防災教育の充実

児童・生徒が災害に適切に対処できる能力を育成し、「生命尊重」「思いやり」の心を育て、「互いに助け合う」態度を育むため、学校教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に合わせて防災教育を実施する。

イ 防災をテーマにした生涯学習の展開

ウ 地域ぐるみの防災学習への展開

防災知識普及に関する事業計画

訓練項目	職員に対する防災教育	住民に対する防災思想の普及
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会、研修会等の開催 ・防災活動の手引等印刷物の配布 ・見学・現地調査等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、広報車の利用 ・パンフレット・防災マップ等の制作・配布 ・防災講習会、講演会の実施

第21節 自主防災組織整備計画（総務課）

1 計画の方針

町民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、これの育成強化について、整備を行う。また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、保有する工場、事業所等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

（1）自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や風水害等における出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、たき出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、地元消防団員と協力して応急救助活動を実施する。

（2）自主防災組織の必要性の啓発と指導

町及び消防団は、自主防災組織の設置を促進するため、本計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い防災に関する意識の高揚を図る。また、独力で身の安全を確保する事が困難な者の把握等十分な理解と協力と女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

2 事業計画

（1）町民の防災意識の高揚

町民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催に積極的に取り組む。

（2）町民の自主防災

ア 組織の設置

町民が自主的な防災活動を行ううえで、町の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

町民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

町民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

イ 既存組織の活用

現在町民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう町において積極的に指導する。特に、自治会（区会）等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用し、自主防災組織の育成強化を図る。

ウ 町の指導、助言

町民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、町は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

エ 町の助成等

町は、自主防災組織への防災資機材の整備について助成を行い、組織化を推進する。

オ 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

カ 自主防災組織の活動

平常時

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材の備蓄
- (オ) 近隣の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者の所在把握

災害時

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- (ウ) 責任者による避難誘導、救出、救護（特に災害時要援護者に配慮する。）

(3) 施設の自主的な防災組織

災害が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておく。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

ア 対象施設

中高層建築物、旅館、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設

石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設

雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

文化財所有者等

イ 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

ウ 自主防災計画

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

予防計画

(ア) 予防管理組織の編成

(イ) 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物の点検整理

(ウ) 消防用設備等の点検整備

教育訓練計画

(ア) 防災教育

(イ) 防災訓練

応急対策計画

(ア) 応急活動組織の編成

(イ) 情報の収集伝達

(ウ) 出火防止及び初期消火

(エ) 避難誘導

(オ) 救出、救護

(カ) 搬出訓練

エ 自主的な防災組織の活動

平常時

(ア) 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加

(イ) 施設及び設備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止、初期消火及び消防機関への協力

(ウ) 避難誘導、救出、救護

(エ) 搬出

(自主防災組織活動状況 資料編 32頁参照)

第22節 災害時救急医療体制確保計画 (保健福祉課)

1 計画方針

町長は、災害発生時における救急医療の確保については、本計画を中心に県知事、日本赤十字社、医師会、病院協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

(町の地域災害医療センターとなる災害拠点病院 資料編 32頁参照)

2 計画内容

(1) 医療情報の収集伝達体制の整備

町、県及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

ア 連絡体制の整備

町、県及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策、役割分担等を定める。

町及び県は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報が収集できるように、災害時医療情報連絡員を指名する。

イ その他

町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

(2) 現地医療体制の整備

町、県及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

(3) 後方医療体制の整備

後方医療体制を充実するため、町は県と連携し、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定する。

(4) 医薬品等の確保供給体制の整備

町、県及び日本赤十字社和歌山支部は医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

(5) 緊急告示病院との協力

地域における医療救護の中核施設となる災害拠点病院と他の医療機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等への連携を図る。

(6) 町内医療機関との協力

災害発生時に本町が開設する避難所・救護所等を考慮した、医療班の派遣要請、受け入れ態勢について、医療関係機関と調整を図る。

第23節 災害時要援護者対策計画（保健福祉課）

1 計画方針

本町における災害時要援護者（ ）に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画による。

乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々

2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、町は、町民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

（1）生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じたときは、町は民生委員、自治会（区会）等とともに、県の速やかな保護の適否の決定に協力する。なお、保護の決定には、特に救助法による救助実施期間及びその程度内容との関係に十分留意する。

（2）災害時要援護者の把握・情報伝達体制の整備

ア 町は、自治会（区会）、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じ、高齢者、障がい者等の要援護者の状況を把握し、台帳等を作成し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

イ 町は県と協力して、障がい者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。

被保険者の取扱いについて

被災により被保険者証が消失している場合や掲示不可能となっている場合でも介護サービスが受けられるよう、町は県及び国と連携して体制整備を進める。

被災時の利用者負担について

町は、被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

介護保険料の納付について

町は、被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

町は県と協力して、災害時要援護者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システムを整備し、その周知に努める。

町は、災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

(ア) 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育する。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できる。

(イ) 保護者を失った児童があるときは、西牟婁振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護する。

(3) 社会福祉施設等の整備

ア 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障がい者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておく。

イ 避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期す。

ウ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努める。

エ 災害時に特に配慮すべき事項

町は災害時に次の事項について災害要援護者に十分配慮することとし、地域防災計画で明確に定めることとする。

各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供

自主防災組織、民生委員、児童委員等地域住民の協力による避難誘導

名簿等の活用による居宅に取り残された要援護者の迅速な発見

条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応

避難所等における要援護者の把握とニーズ調査

生活必需品への配慮

食糧の配慮（やわらかい食品等）

手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援

巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施

仮設住宅の構造、仕様についての配慮

仮設住宅への優先的入居

仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認

ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策

インフルエンザ等感染症の防止

社会福祉施設等の被害状況調査

医療福祉相談窓口の設置

(4) 外国人対策

町は県と協力して、災害発生時に外国人を言語の不自由さで孤立させず、迅速かつ的確な対応ができるよう、町内に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 在住外国人の把握

町は県と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努める。

イ 情報伝達体制の整備

町は県と協力して、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努める。

ウ 予防対策等

外国人に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

災害時等に在住外国人からの相談に対応するため、県が設置する和歌山県国際交流センター等と連携し、相談窓口の開設等に備える。

通訳者等の確保やボランティア団体の協力により、外国人のサポート体制の推進に努める。

第24節 ボランティア活動環境整備計画（保健福祉課）

1 計画方針

災害時において町は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、町民は地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。しかし、町や町民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努める。

2 計画内容

災害時におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分される。防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアである。

（1）防災ボランティアの募集・登録

町内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に、町は県と協力して、災害救援活動に当たる防災ボランティアをあらかじめ募集・登録する。

（2）ボランティアコーディネーターの育成

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

（3）防災ボランティアセンターの組織化等

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う防災ボランティアセンターの組織化に努める。

また、防災ボランティアセンターの組織化に向け、活動拠点の確保等に努める。

（和歌山県防災ボランティア登録制度要綱は、県資料編（防災ボランティア登録制度要綱）を参照）

3 事業計画

災害時に迅速に、ボランティアを受け入れ、ボランティア団体との連携・協力ができるように、町内の県防災ボランティア、その他のボランティア団体を把握しておく。また、ボランティアが組織する調整機関との緊密な連携や情報交換が図れるよう、社会福祉協議会、自治会（区会）、婦人会等との調整を行う。